

職種別民間給与実態調査の調査事業所の抽出について

1 職種別民間給与実態調査の対象となる事業所

正規の従業員数が50人以上の企業※に属する、同50人以上の事業所が調査の対象です。併せて、次の産業に属する企業の事業所であることが要件となります。

なお、この調査は、企業単位ではなく事業所単位に実施します。

※ 「企業」には、株式会社や有限会社などの営利を目的とした会社のほか、学校法人や医療法人なども含みます。

調査の対象となる産業

「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業(宗教、外国公務除く)」。

2 調査事業所の抽出

上記1に該当する府内の全事業所(以下、母集団事業所という。)の中から、人事院が調査事業所を抽出します。

その際、民間の実情をバランスよく反映し、大企業に偏る等の状況が生じないよう、母集団事業所を企業規模の大小などによるいくつかの層に分け、それぞれの層から母集団の構成を反映するように、無作為に抽出しています。

毎年、多くの事業所にご協力をいただき、例年およそ8割の事業所について調査を完了しています。このように、高い調査完了率を確保することが、府内民間の状況を的確に把握することにつながっています。